

建築関係設計業務委託特記仕様書（令和3年10月版）

I. 業務概要

1. 業務名称（ ）

2. 委託期間（ ）

3. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称（ ）

(2) 敷地の場所（ ）

(3) 施設用途（ ）

平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第__号 第__類 とする。

4. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積（ m²）

b. 用途地域及び地区の指定（ ）

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積（国有財産法に基づく計画面積）（ m²）

b. 主要構造（ ）

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月28日改定国土交通省官庁営繕部）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 類

2) 建築非構造部材 類

3) 建築設備 類

(3) 建設の条件

a. 予定工事費（ 円（税抜き））

b. 建設工期（ ）

(4) 工事種別

・新築 ・増築 ・改築 ・移転
・大規模な模様替え ・大規模な修繕
・（ ）

・収容（使用）人員、室別面積及び定員（別表－1）

(5) 設備計画

・電気（ ）

- ・空調 ()
- ・給排水衛生 ()
- ・昇降機 ()
- ・その他 ()
- ・室別必要設備 (別表－ 2、 3)

(6) 屋外整備計画

- ・囲障 ・門 ・敷地排水 ・植栽 ・舗装
- ・ ()

(7) 部分引渡

- a. 部分引渡時期
 - ・基本設計完了時 ()
 - ・ ()
- b. 部分引渡成果物
 - ・基本設計図書
 - ・ ()

(8) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ・基本設計書
- ・

6－1. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。また、建築士については、建築士法第 22 条の 2 の講習の課程を修了した者とする (6－2, 6－3 において同じ)。

- ・建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ) による一級建築士
- ・建築士法による一級建築士または二級建築士
- ・建築士法による建築設備士
- ・ ()

6－2. 担当技術者の資格要件

担当分野の業務を分担する担当技術者のうち 1 名以上は、下記で特記した資格要件を有する者とする。なお、管理技術者は、次の担当技術者を兼ねることができる。

※建築 (意匠・構造) 分野の担当技術者

- ・建築設備 (電気・機械) 分野の担当技術者

(1) 建築 (意匠・構造) 担当者

- ・建築士法による一級建築士
- ・建築士法による一級建築士または二級建築士
- ・上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- ・ ()

(2) 建築設備 (電気・機械) 担当者

- ・建築士法による一級建築士
- ・建築士法による一級建築士又は二級建築士
- ・建築士法による建築設備士
- ・上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- ・ ()

(3) 積算、その他

- ・ (公社) 日本建築積算協会が付与する建築積算士
- ・ ()

6-3. 再委託者の資格要件

(1) 建築士法第2条第6項に規定する設計業務

a. 建築士事務所

- ・ 建築士法による一級建築士事務所
- ・ 建築士法による一級建築士事務所または二級建築士事務所

b. 設計者の要件

- ・ 建築士法による一級建築士
- ・ 建築士法による一級建築士または二級建築士

c. 担当技術者

担当分野の担当技術者の資格要件は、下記による。なお、設計者は担当技術者を兼ねることができる。

1) 建築（意匠・構造）担当者

- ・ 建築士法による一級建築士
- ・ 建築士法による一級建築士または二級建築士
- ・ 上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- ・ ()

2) 建築設備（電気・機械）担当者

- ・ 建築士法による一級建築士
- ・ 建築士法による一級建築士又は二級建築士
- ・ 建築士法による建築設備士
- ・ 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- ・ ()

(2) 設計の補助業務

担当分野の担当技術者に資格要件を設ける場合は、下記による。

1) 建築（意匠・構造）担当者

- ・ ()

2) 建築設備（電気・機械）担当者

- ・ 建築士法による建築設備士
- ・ ()

(3) その他（積算）

- ・ (公社) 日本建築積算協会が付与する建築積算士
- ・ ()

II. 業務仕様

本特記仕様書及び委託図書に記載されていない事項は、「建築関係設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ※積算業務 ※建築積算 ※電気設備積算 ※機械設備積算 | <ul style="list-style-type: none"> ※積算数量算出書の作成 ・ 単価作成資料の作成 ・ 見積の収集（相手先は監督員の指示による） ・ 見積検討資料の作成 ※積算数量算出書の作成 ・ 単価作成資料の作成 ・ 見積の収集（相手先は監督員の指示による） ・ 見積検討資料の作成 ※積算数量算出書の作成 ・ 単価作成資料の作成 ・ 見積の収集（相手先は監督員の指示による） ・ 見積検討資料の作成 |
|--|---|
- ・ 透視図作成
 - 〔種類（ ） 判の大きさ（ ） 仕上げ（ ） 枚数（ ）
額の有無（ ） 材質（ ）〕
 - ・ 模型製作
 - 〔縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）〕
 - ・ 計画通知又は確認申請に関する手続業務（・提出・説明・照合・受領）
 - ・ 関係法令等に基づく各種申請手続業務
 - ・ 仮使用認定申請
 - ・ 建築基準法第56条の2第1項ただし書きによる許可申請
 - ・ 紛争予防条例又は指導要綱に関する各種手続
 - ・ 紛争予防条例等に関する近隣説明への協力
 - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び手続業務
 - ・ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する県有施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
 - ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
 - ・ 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に関する資料の作成及び手続き業務
 - ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価書の作成

- ・ 県有施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（詳細なLCC02を求める場合）
- ・ リサイクル計画書の作成
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ 建築物の保守に関する説明書の作成
- ・ 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く）
- ・ 日影図の作成（日影規制に関する近隣説明への協力を含む）
- ・ 総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成
- ・ LCEMツールによる空調システムの評価
- ・ 電波障害に関する近隣説明への協力
- ・ 都市計画法第 条による許可申請
- ・ 景観法第 16 条第 5 項に基づく通知
- ・ コスト縮減検討中間報告書
- ・ コスト縮減検討報告書
- ・ 自然公園法・河川法等の関係申請手続き業務
- ・ ()

2. 業務の実施

(1) 一般事項

a. 基本設計業務

提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

b. 実施設計業務

- ①提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ②積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ③実施設計図には、国土交通省「施工条件明示について」（平成 14 年 5 月 30 日付け国営計第 24 号）を参考に、明示すべき施工条件を記載する。
- ④工事施工において、複数選択が可能となるよう鉄骨造の柱脚に既製品を用いる場合は、3 社以上（監督員と協議する。）の製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造（RC 柱型部分含む。））が、建築基準関係規定に適合し、かつ、既製品柱脚以外の部材に変更が生じないように設計する。この場合、柱脚部の RC 柱型部分のコンクリートの強度・柱型の大きさ、主筋径・本数、せん断補強筋・間隔等についても、変更がないよう設計する。
また、建築基準法第 18 条に基づく計画通知には、監督員と協議して前記 1 社分の既製品柱脚で設計した構造計算書一式を添付するものとし、それ以外の 2 社分については、参考値として、層間変形角、検定比一覧表、剛性・偏芯率一覧、保有水平耐力一覧、メッセージ一覧、電子データ入力一覧等を計画通知書に添付する。
- ⑤工事施工において、複数選択が可能となるよう床版にデッキプレートを用いる場合は、3 社以上（監督員と協議する。）の既製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造）が、建築基準関係規定に適合し、かつ、デッキプレート以外の部材に変更が生じないように設計する。
- ⑥省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務が適用の場合は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく（・標準入力法・モデル建物法）の

計算を行う。

- ⑦改修設計において、設計対象範囲に「福島県県有建築物の非構造部材の減災化計画」に定める非構造部材がある場合は、当該部材の改修方針について監督員と協議する。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省及び福島県が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお「番号等」に「〇〇版」とあるのは、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び福島県が監修した出版物等を指す。

- a. 共 通** (番 号 等)
- ・福島県公営住宅標準図 ()
 - ・福島県立高等学校施設設計標準仕様 ()
 - ・人にやさしいまちづくり条例 ー施設整備マニュアル ()
 - ・福島県電子納品運用ガイドライン(案)
(建築・設備設計業務委託編) ()
 - ・県有施設の木造化・木質化の推進に関する指針
(・木造化・木質化) ()
 - ・福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針 ()
 - ・福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン ()
 - ・設備工事に係る専門工事設計図書作成要領 ()
 - ・福島県建築設備耐震・対津波計画指針 ()
 - ・建築関係工事積算基準 (福島県土木部) ()

[大臣官房官庁営繕部監修]

- ・官庁施設の基本的性能基準 ()
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 ()
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準 ()
- ・官庁施設の環境保全性基準 ()
- ・官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準 ()
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 ()
- ・省エネルギー建築設計指針 ()
- ・建築設計業務等電子納品要領 ()
- ・建築CAD図面作成要領 (案) ()
- ・建築物解体工事共通仕様書 ()
- ・官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン ()

b. 建 築

- ・建築工事設計図書作成基準 ()
- ・敷地調査共通仕様書 ()
- ・建築関係工事共通仕様書 (福島県土木部) ()
- ・建築設計基準 ()

- ・ 建築構造設計基準 ()
- ・ 建築工事標準詳細図 ()
- ・ 擁壁設計標準図 ()
- ・ 構内舗装・排水設計基準 ()
- ・ 表示・標識標準 ()

c. 建築積算

- ・ 公共建築数量積算基準 ()
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） ()
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編） ()

d. 設 備

- ・ 建築設備計画基準 ()
- ・ 建築設備設計基準 ()
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準 ()
- ・ 建築関係工事共通仕様書（福島県土木部） ()
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） ()
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事） ()
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） ()
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事） ()
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準 ()
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針 ()
(国土交通省住宅局建築指導課)
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引 ()
- ・ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン ()
- ・ 食品ごみ処理設備設計計画指針 ()

e. 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準 ()
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） ()

(3) 業務計画書

a. 業務計画書には、契約図書及び共通仕様書 3.2 の設計方針に基づき、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- ・ 委託業務方針
- ・ 業務実施体制（社内審査体制を含む）
- ・ 担当（技術）者名及び資格等
- ・ 業務実施工程表
- ・ 再委託者がある場合は、再委託者の概要、担当する業務内容及び担当技術者名並びに資格等
- ・ その他、監督員が必要に応じ指定する事項

b. 受注者は、業務実施工程表の作成にあたっては、計画通知申請の手続きが必要な場合には、この所要日数を確保したものとし、また、監督員が行う成果物等の

審査確認のための日数を確保するものとする。

- c. 受注者は、前項の業務実施工程表の作成（変更の場合を含む）について、あらかじめ監督員と協議を行うものとする。これを変更する場合も同様とする。
- d. 受注者は、提出した業務実施工程表に基づき業務を進めるとともに、工程に遅滞が生じた場合は、監督員と委託期間内に業務が完了するよう速やかに工程の見直し協議を行わなければならない。
- e. 受注者は、委託業務について再委託者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する再委託者及び内容について発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。この場合、c. の業務実施工程表の作成については、再委託者と十分協議したもので、監督員と協議することとする。これらは変更する場合も同様とする。
- f. 受注者は、プロポーザル方式、簡易プロポーザル方式又は総合評価方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。

(4) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- (c) その他（ ）

(5) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲（ ）
 - ・ 指定部分の履行期限（ ）
- (b) 成果物の提出場所（ ）
- (c) 成果物の取り扱いについて
提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (d) 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - ① 写真は、福島県が行う事務並びに福島県が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (e) 構造計算について
構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係るものである場合には認定書の写しを添付して、建築（構造）設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。
- (f) 省エネルギー計算について
省エネルギー計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、各設

成 果 物	記載する内容
e. 省エネルギー及び再生可能エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ・対象建築物の省エネルギー計画書 ・再生可能エネルギー導入計画検討書 ・工事費概算書 ・ () 	建築、電気設備、機械設備その他必要となるものについて建築・設備で一体的に作成する。
f. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・透視図 ・模型 ・リサイクル計画書 ・ () 	
g. 資料 <ul style="list-style-type: none"> ・各種技術資料 ・各記録書 ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書 ・LCEMツールによる空調システムの評価報告書 ・ () 	
1) 基本設計成果物の内容について、着手日から〇〇日以内に監督員の承諾を受けること。 2) 基本設計における発注者・監督員との協議、報告、承諾等の際に用いる資料等については、成果物に準じて作成するよう努めること。	

- (注) : 建築(構造)の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。
- : 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。
- : 建築(意匠)設計図は、適宜、追加してもよい。
- : 成果物は、監督員の指示により、製本とする。
- : 電子データの提出については、「福島県電子納品運用ガイドイン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。

(2) 実施設計

成 果 物	縮 尺	適 用
<p>a. 建築（総合）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築（総合）設計図<ul style="list-style-type: none">建築物概要書仕様書仕上表面積表及び求積図敷地案内図配置図平面図（各階）断面図立面図（各面）矩計図展開図天井伏図（各階）平面詳細図部分詳細図（断面含む）建具表外構図日影図総合仮設計画図・ 工事費概算書・ 計画通知図書（確認申請書）・ 中高層建築物の届出書・ ()・ () <p>b. 建築（構造）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築（構造）設計図<ul style="list-style-type: none">仕様書伏図（各階）軸組図部材断面表各部断面図標準詳細図各部詳細図・ 構造計算書・ 工事費概算書・ 計画通知図書・ ()・ ()		

成 果 物	縮 尺	適 用
<p>c. 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電気自動車用充電設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 電気時計拡声設備図 誘導支援設備図 インターホン設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 ・ 電気設備設計計算書 ・ 工事費概算書 ・ 計画通知書 ・ 中高層建築物の届出書 ・ () ・ () ・ () 		<p>(外部保護図、内部保護図、電磁インパルスに対する機器の保護図、雷保護領域図、SPDによる防護図他)</p>

成 果 物	縮 尺	適 用
<p>d. 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気調和設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図 ・ 給排水衛生設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 ごみ処理設備図 さく井設備図 屋外設備図 ・ 昇降機設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 昇降機設備図 搬送機設備図 ・ 空気調和設備設計計算書 ・ 給排水衛生設備設計計算書 ・ 昇降機設備設計計算書 ・ 工事費概算書 ・ 計画通知図書 ・ 中高層建築物の届出書 ・ () ・ () ・ () 		

成 果 物	縮 尺	適 用
<p>f. 建築積算 ※建築工事積算数量算出書 ・ 建築工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ ()</p> <p>g. 電気設備積算 ※電気設備工事積算数量算出書 ・ 電気設備工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ ()</p> <p>h. 機械設備積算 ※機械設備工事積算数量算出書 ・ 機械設備工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ ()</p> <p>i. その他 ・ 透視図 ・ 模型 ・ 防災計画書 ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画 ・ 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画 ・ 省エネルギー関係計算書 (・ 性能基準 ・ 仕様基準) ・ 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)</p> <p>※リサイクル計画書 ・ 概略工事工程表 ・ 維持管理費の算出 ・ UD チェックリスト ・ 建築・設備設計委託業務 チェックリスト<試行版> ・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) ・ L C E M ツールによる 空調システムの評価報告書 ・ () ・ ()</p>		<p>数量算出書、数量調書については、複数者による検算を行うこと。</p> <p>f. に同じ。</p> <p>f. に同じ。</p>

成 果 物	縮 尺	適 用
j. 資 料 ・ 各種技術資料 ・ 構造計算データ ・ 各記録書 ・ () ・ () ・ ()		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築工事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 建築・電気設備・機械設備の各設計図の審査用資料を履行期限の〇〇日前までに監督員に提出する。 2) 構造部・構造計算書、省エネルギー計算書・関係図面については、各設計図面が確定する前に、監督員に提出して審査を受けるものとする。 3) 建築積算、電気設備積算、機械設備積算の審査用資料を履行期限の〇〇日前までに監督員に提出する。 ・ 改修工事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 審査用資料を履行期限の〇〇日前までに監督員に提出する。 2) 建築積算、電気設備積算、機械設備積算については、履行期限の〇〇日前までに監督員に提出する。 		

- (注) : 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）基本設計の成果物の中に含めることができる。
- : 設計図は、適宜、追加してもよい。
- : 成果物は、監督員の指示により、製本とする。
- : 電子データの提出については、「福島県電子納品運用ガイドイン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築 CAD 図面作成要領（案）」による。

Ⅲ. 成果物等の納入部数

基本設計・実施設計			
共通事項	建築設計業務委託契約書 ・ A 条文摘要 ・ B 条文摘要 電子媒体 (CD-R) 2 部 (業務計画書、打合せ記録簿、 成果物一式)	※A、B 条文の適用を成果物の表紙 右上に明記する。 福島県電子納品運用ガイドライ ン(案) (建築・設備設計業務委託 編) による。	
	設計図書等の種類	適用	
基本設計	・ 基本設計図書原稿 1 部 ・ 基本設計図書 部		
実施設計	設計図書	・ 原図 1 式 ・ CAD データ 1 式 ・ 起工伺い用図面 各 1 部 ・ 保存用図面 各 1 部 ・ 工事監理用図面 各 1 部 ・ 施工用図面 建築 部 電気設備 部 機械設備 部	2 つ折製本とし、背表紙は下記 色分けとする。 建築～黒 電気設備～赤 機械設備～青 片綴りとする。
	工事費算出書	・ 原稿 (入金内訳書) 各 1 部 ・ 電子媒体 1 式 ・ 積算根拠資料 1 式 ・ 各調査書 1 式 ・ 各積算数量算出書 1 式 ・ 各積算数量調書 1 式	営繕積算システム R I B C ※内訳 書ファイル形式とする。 ※一般財団法人 建築コスト管理 システム研究所が提供するシステ ム

計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・構造計算書 1部 ・電気設備各計算書 1部 ・機械設備各計算書 1部 ・工作物等各計算書 1部 ・省エネルギー 関係計算書 1部 	監督員の指示により、作成する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・透視図 枚 ・模型 個 ・防災計画書 部 ※リサイクル計画書 部 ・概略工事工程表 部 ・建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) 部 ・維持管理費の算出 部 ・UDチェックリスト 部 ・建築・設備設計委託業務チェック リスト<試行版> 部 ・ () 部 	
設計図書等の種類		適用
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・計画通知、確認申請図書 1式 ・消防施設申請書 1式 ・公共下水使用申請書 1式 ・給水施設確認申請書 1式 ・日影図 1部 ・防災計画書 1部 ・ () 部 	

IV. 貸与資料

資料名	適用
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地測量図 ・地盤調査資料 ・基本計画構想 ・補助関係設計基準 ・同上関係図 ・設計要領 ・標準単価ファイル・歩掛りファイル ・ () ・ () 	
貸与場所 () 貸与時期 () 返却場所 () 返却時期 ()	

V. 設計図の材質及び大きさ等

- 1) 設計図の材質
 - ・普通紙
 - ・ ()
- 2) 設計図の大きさ
 - ・ A 1 版
 - ・ A 2 版
 - ・ A 3 版
- 3) 設計図の様式は、下図を標準とする。

設計図

○○○○○工事設計図 ○○図
建築士法第 20 条による表示

表紙

令和○○年度
○○○○○工事設計図
福 島 県
適用条文 県審査印

別表－ 1、 2、 3 添付